

八戸市社会福祉施設等における事故発生時の報告取扱要綱の概要について

1 要綱の趣旨

- 関係法の規定に基づき、八戸市長が所轄する社会福祉施設及び事業（以下「施設等」という。）において、利用者に対するサービスの提供により事故等が発生した場合の報告の取扱いを定め、もって類似する再発防止及び利用者の処遇向上を図ることを目的とする。

2 この要綱の対象となる施設等

- この要綱の対象となる施設等は下表のとおり。
- 介護保険事業者は「八戸市介護保険事業者における事故発生時の報告取扱要綱」に基づき報告する。なお、老人福祉施設については、介護保険事業者による事故報告書をもって、老人福祉施設の事故報告書を省略することができる。

対象となる施設等	報告先
特定教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）、 特定地域型保育事業（小規模保育事業）、 地域子ども・子育て支援事業、 （一時預かり事業、延長保育事業、病児保育事業） 認可外保育施設	こども未来課
助産施設、母子生活支援施設、 子育て短期支援事業、ファミリー・サポート・センター事業、 放課後児童健全育成事業	子育て支援課
養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、 老人福祉センター、生活支援ハウス、 老人居宅生活支援事業所、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、 老人介護支援センター ※ただし、介護サービス事業所は除く	高齢福祉課
障害者支援施設、 地域活動支援センター、福祉ホーム、 障害福祉サービス事業所、障害児通所支援事業所、 一般相談支援事業所、特定相談支援事業所、障害児相談支援事業所	障がい福祉課

3 事故等発生における市への報告

- 施設等の長は次に該当する場合、市への報告を行うこととする。
なお、事故等が発生した場合は、直ちに当該利用者の家族及び市担当課へ連絡するとともに、事故報告書等、文書で報告すること。
- 感染症、食中毒の発生又はそれらが疑われる場合は、八戸市保健所及び担当課へ報告すること。
 - (1) サービス提供時における、利用者のけが又は死亡事故
 - (2) 感染症、食中毒の発生又はそれらが疑われる事例
 - (3) 利用者の無断外出又は行方不明
 - (4) 職員又は従業員の法令違反、不祥事等
 - (5) 火災、地震、風水害及びその他これらに類する災害による被害
 - (6) その他、報告が必要と認められる事故等